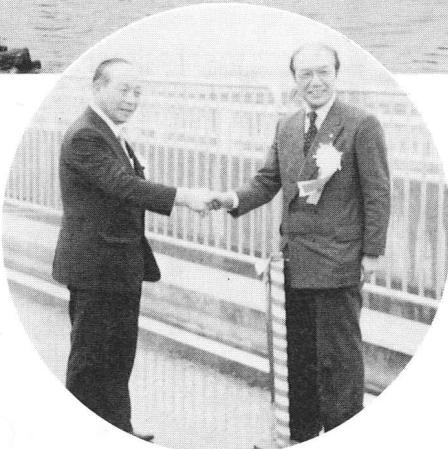


“新”共和橋が開通

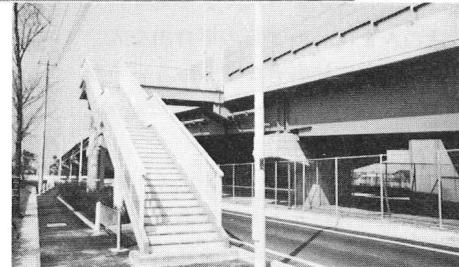
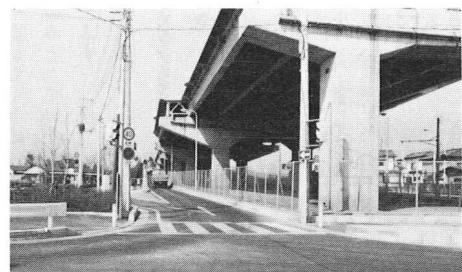
完成した共和橋(上流は旧共和橋)



▲橋の中央で握手する八潮・三郷の両市長



▲テープカット八潮市長(左)



▲4ヶ所に設置された歩道橋

「戦後の解放運動」と同和対策

戦後、新憲法に基づく民主的な改革にもかかわらず、部落差別は依然として残り、各地で差別事件が起きましたが、同和問題は放置されました。また、このような情勢の中で、昭和21年2月、「部落解放全国委員会」が結成され、自主的な解放運動が再び組織されました。

戦後の解放運動は、戦前の水平

社会運動の伝統を受けついで、その経験と考え方のうえに立って発展したものですが、とくに戦後の特徴は一口にいって「行政闘争」を中心としたものです。その代表的な一例として、京都に起きた「オーロマニス事件」があります。

この事件を契機に、部落解放のための行政施策を要求する大衆運動が全国的に展開されることになりました。

そうして、昭和30年、この運動をさらに発展させるために、部落名称を改め、行政に対して、同和対策を積極的に実施するよう運動を行いました。

一方政府は、昭和28年度の国予算に、戦後はじめて、同和地区に隣保館を設置する経費の補助金

同和問題

—7—

を計上し、さらに31年度から共同浴場設置というように予算を増額しました。こうして、しだいに同和対策が進められていきました。

しかし、これらは、部分的な改善事業だけにとどまっていましたので、同和問題を大もとから解決するための総合的な対策をたてる必要があるという声が高まってきた。そこで政府は、昭和33年内閣に同和問題閣僚懇談会を設けて、関係各省の行政施策の中に同和対策を取り入れることにしました。

一方、いくつかの政党でも、特別委員会を設けて同和対策を検討し、同和対策要綱を発表しました。昭和35年部落解放同盟を中心とする「部落解放要求貫徹請願運動」が全国各地で強力におこし進められました。

昭和35年の臨時国会で各政党は人権尊重の立場から党派にこだわらず、たがいに連携して同和対策審議会設置法案を共同提案し、国会は全員一致をもつて可決しました。

昭和40年には「同和対策審議会答申」が出され、さらに昭和44年には答申の内容を具体的に実施するため「同和対策事業特別措置法」が公布されました。

現在、国や県・市町村は、この法律に基づいていろいろな同和対策事業を進めています。

私たちの町から職場から
(ひかりより抜粋)